入札に関する注意事項

1　入札参加者の心得

（1）入札参加者の受付

入札参加者は、入札会場の入り口に備え付けられた参加者名簿に記入し参加してください。

なお、代理人の場合は、代理人本人にかかる記名をお願いします。

（2）委任状の提出

代理入札者は、委任状を所持し入札開始前に提出してください。

（3）入札会場内

会場内では静粛に努め、みだりに席を離れないでください。

（4）待機

入札開始予定時刻の 10 分前には、受付を済ませてください。

2　見積内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し、入札金額の積算根拠が確認できる見積内訳書（数量の積算が確認でき、応札額に合わせた金額で作成されたもの）を必ず持参し、１回目の応札時に入札書を入札箱へ投函する際に、同内訳書を提出しなければなりません。

なお、再度の入札の際には同内訳書の提出は不要とします。

3　入札方法

（1）入札回数

第１回目の入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行います。この場合、最低入札価格を発表しますので、この価格未満で応札してください。ただし、入札回数は２回までを原則とし、特別の事情がある場合は３回とします。

（2）落札決定

有効な入札のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者から順に入札参加資格の審査を行い、落札者は後日決定します。

なお、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者から順に入札参加資格の審査を行い、落札者は後日決定します。

ただし、落札者となるべき同価入札者が２人以上ある場合は、直ちに予備くじ、本くじによって落札者を決定します。

なお、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできません。

4　失格

次のいずれかに該当する入札者は失格となり、以後本件入札について、再度入札に参加することはできません

（1）最低入札価格発表後、再度又は再々度の入札において発表額以上の額で入札した者

（2）最低制限価格を設けた場合、最低制限価格未満の価格で入札した者

（3）入札執行者の指示に従わず入札室から退場を命じられた者

5　無効の入札

次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

なお、（1）、（2）、（7）、及び（10）～（13）の事項に該当する入札については、以後本件入札について、再度入札に参加することはできません。

（1）入札参加の資格のない者のした入札

（2）委任状を提出しない代理人の入札

（3）入札金額を加除訂正した入札

（4）入札金額又は入札者の氏名若しくは印影が不明瞭であり又は、要領を得ない入札

（5）誤字、脱字により、意思表示が不明瞭な入札

（6）入札金額以外の記載事項を訂正し、その訂正印がない入札

（7）入札執行者が見積内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書の提出が無い者の入札

（8）見積内訳書記載の金額に加除訂正がある場合の入札

（9）入札金額と見積内訳書記載の金額が一致していない場合の入札

⑽ 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、２以上の意思を表示した入札
⑾ 談合等の不正行為があったと認められる入札。
⑿ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねた入札
⒀ その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した入札

６　その他必要事項
（１）所定の入札書を使用して下さい。（入札者の住所には会社の所在地を記入して下さい。）
（２）一度提出した入札書は撤回することができません。
（３）契約の相手方となる資格を得た者は、落札を決定した日から 10 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければなりません。
（４）代理入札参加者は印鑑を持参ください。